

令和2年 第8回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年8月17日（月）午後2時00分～午後3時11分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 14名
4. 欠席委員数 1名

会長	15番	衛藤 英教	出					
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	欠		

5. 議事録署名委員の指名

_____ 5番 小野不二夫 6番 渡邊 丸美 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 藤田 美智
係 員 川原 一仁 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第43号 現況証明(非農地証明)について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方の進行を豊後大野市農業委員会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開会

議長

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時6分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。5番 小野不二夫 委員、6番 渡邊丸美 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告でありますが、令和2年第7回定例総会から本日の令和2年第8回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。（資料1を朗読）

私からの報告は、以上です。

議長

続いて、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。
「報告6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読) 以上です。

議長

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員

[ありません]の声あり

議長

質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。

ここで、議案第 38 号の案件につきましては、5 番委員・31 番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、5 番委員・31 番委員に退席をお願いします。

(とき、午後 2 時 15 分)

議長 それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和 2 年 8 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和 2 年 8 月 18 日公告予定分を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 38 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手を求めます。

事務局 举手全員です。

議長 举手全員により、議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。5 番委員・31 番委員の入室を認めます。

(とき、午後 2 時 27 分)

議長 次に、「議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 議案書の 25 ページをお開きください。39 号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律が令和元年に法改正が行われ、集積計画と配分計画が同じに出来る一括方式が可能となり、本市では本年 3 月の定例総会より取り入れております。今回、中間管理機構の貸借地にて使用貸借から賃貸借に内容変更が生じる配分替えが生じましたので、一括方式とは別に議案として第 39 号議案を提出しています。

それでは、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について、農用地利用配分計画を別紙のとおり策定する

ために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和 2 年 8 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 26 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 39 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については原案のとおり問題ないといいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 31 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 32 分)

議長 次に議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。8 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 有限会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢で農業が出来なくなり、管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談したところ、譲受人を紹介されました。譲受人は、既に朝地町内で基盤強化法等による賃貸借契約を行っており、申請地が自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1,199 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えていきます。また、不許可要件の 7 項目に該当

するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 14 番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14 番委員 14 番、大野の工藤妙子です。8月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、申請地を管理してきましたが、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、譲渡人と協議し、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 50 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 5 番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5 番委員 5 番、犬飼の小野です。8月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、市外に転出するため農地の整理をしたいと思い、譲受人に相談しました。譲受人は耕作面積を拡大したいと考えており、申請地が自身の耕作地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまったため、申請をおこなったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 170 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 40 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

13 番委員 13 番犬飼の後藤です。2 番案件について質問します。売買金額 10 アール当たりの金額が間違っていませんか。

事務局 2 番案件は 2 筆の合計面積が 539 m²で売買価格が 35 万円です。売買金額は双方で決めますので。間違ってはいないです。

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 40 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 40 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 2 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2 番委員 緒方の麻生祐三子です。8 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番及び 2 番の 2 案件については、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。番号 1 番の案件については、申請者は、平成元年 4 月頃に松の植樹等を行い、同じく平成元年 4 月頃に住宅用物置として、ビニールハウスを設置しました。その後、平成 10 年 12 月頃に物干場としてコンクリート板を敷いて、これまで宅地拡張用地として利用してきました。今回、息子が隣接の 144 番 5 に住宅を建設する計画を立て測量を行った際に、申請地が農地であり、許可が必要なことが分かったため、必要最低限で分筆及び農振除外後には是正のための申請を行ったものです。

番号 2 番の案件については、申請者は、市道から自宅へ向かう里道が幅 2 m 程度しかなく、車が通行するには不便だったため、平成 10 年 5 月頃にコンクリート舗装等を行って道幅を広げ、これまで進入路として利用してきました。今回、息子が隣接の 144 番 5 に住宅を建設する計画を立て測量を行った際に、申請地が農地であり、許可が必要なことが分かったため、必要最低限で分筆及び農振除外後には是正のための申請を行ったものです。審査の結果、いずれも許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 41 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 41 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 41 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番及

び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は広告業を営んでいます。譲受人は、申請地の里道を挟んだ向かいに自宅がありますが、駐車スペースや、仕事で持ち帰る看板等を置くスペースが狭かったため、申請地を譲ってくれないかと譲渡人に相談しました。譲渡人も、申請地を相続で取得しましたが、農業を行っておらず管理に苦慮していましたため、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●●代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。申請地は、譲渡人が昭和53年に農地法第5条許可を受けて所有権を取得しましたが、資金調達ができず転用事業に未着手となっていました。譲受人は、市内で不動産の賃貸、管理等を行う法人で、単身世帯を対象とした住宅が三重町中心部に不足している現状を踏まえ、賃貸共同住宅を建築することで地域の活性化に役立てばと思い、事業計画変更申請と同時に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号3番及び番号4番の2案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。8月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●株式会社代表取締役 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は豊後大野土木事務所が発注した県道緒方高千穂線の改良工事を、令和2年1月10日に受注し、これまで現場事務所として利用してきました。今回、農地法の許可が必要なことが分かり、無断転用のは正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農

地区区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの(イ)のbの仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、家族4人で生活していますが、手狭になってきたため、譲受人夫妻の住宅の新築を計画しました。両親の高齢化に伴い介護等の利便性を考慮し、自宅付近の農地以外で適当な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず断念していたところ、譲渡人が所有する申請地が候補に挙がり、相談した結果、贈与で話がまとまり、必要最低限で分筆及び農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に番号5番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員

5番 犬飼の小野です。8月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、大分市の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になってきたため住宅の新築を計画しました。夫婦双方の通勤や子供の通学に利便性が良く、夫の実家に近い場所で農地以外の土地を探しましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけました。譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第42号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。

4番委員

4番木村です。2番案件について質問します。昭和53年に転用許可をもらったのに工事に未着手だったとのことですが、この件に限らず、許可を受けた後に転用しない場合に事務局はどのような対応をするのですか。

事務局

まず、昭和53年当時の取扱いが、現在と同じでないために今回のようなことになったのだと思われます。今は許可後3ヶ月に一度、その後は完成まで1年ごとに進捗状況の報告書の提出を義務付けています。報告書の提出が無ければ督促を行い、事務局の職員が現地調査を行い、許可後に工事の未着手があれば、必要に応じて計画の変更、許可の取消しなどを行います。

- 議長 4番委員、今の事務局の説明でよろしいですか。他に質疑はありませんか。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第42号の番号1番から番号5番までの5案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告あります。
- これから採決します。議案第42号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、議案第43号 現況証明（非農地証明）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第43号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番及び番号2番の2案件について地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番及び番号2番の2案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。
- 9番委員 三重の久保田直宏です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は山際の農地で条件が悪く、周囲の土地が荒廃したことによって30年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。
- 次に、番号2番の案件については、申請者●●●●さんの、非農地証明願いについてであります。申請地は当時の所有者である父が亡くなった後、後継者がなく、35年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。
- 議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第43号の番号1番及び番号2番の2件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 43 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 43 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 43 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和 2 年第 8 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 3 時 11 分)

議事録署名委員 5 番委員 小野 不二夫

〃 6 番委員 渡邊 丸美